

区 分	現業職					民間（現業職）			参考（現業職）		
	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（時間外勤務手当等を含まない額）	平均年齢	職員数	平均給与月額（B）	平均年齢	A/B（参考）	年収ベース（試算値）の比較		
									公務員（C）	民間（D）	C/D
鳥取県	297,218円	326,380円	310,953円	50.3歳	151人	—	—	—	—	—	—
用務員	290,947円	315,896円	304,047円	47.3歳	30人	200.3千円	54.6歳	1.58	4,961.2千円	2,774.4千円	1.79
自動車運転手	297,827円	328,258円	314,849円	50.2歳	45人	235.2千円	56.3歳	1.40	5,184.2千円	3,351.8千円	1.55
守衛	305,250円	342,781円	322,125円	51.8歳	4人	188.8千円	54.6歳	1.82	5,329.8千円	2,526.5千円	2.11
その他	299,004円	328,663円	310,775円	51.4歳	72人	—	—	—	—	—	—
都道府県平均	331,881円	387,064円	—	51.2歳	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 一般行政職とは、行政職給料表適用者のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員等を除いたものです。
2 研究職は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に係るものです。
3 平均給料月額は、手当を含まない給料（教職調整額を含む。）の平均月額です。
4 平均給与月額は（鳥取県の上段及び都道府県平均）は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。なお、鳥取県の下段及び国の額は、手当のうち時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を含まない額です。
5 都道府県平均の数値は平成26年4月1日現在、国の数値は平成27年1月15日現在のものです。
6 現業職の民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成24年～26年の平均）。
7 現業職の職種については、用務員、自動車運転手、守衛はそれぞれ賃金構造基本統計調査における「用務員」、「自家用自動車運転手」、「守衛」と比較していますが、年齢、業務内容、雇用形態等完全に一致しているものではありません。
8 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(7) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

(単位：円)

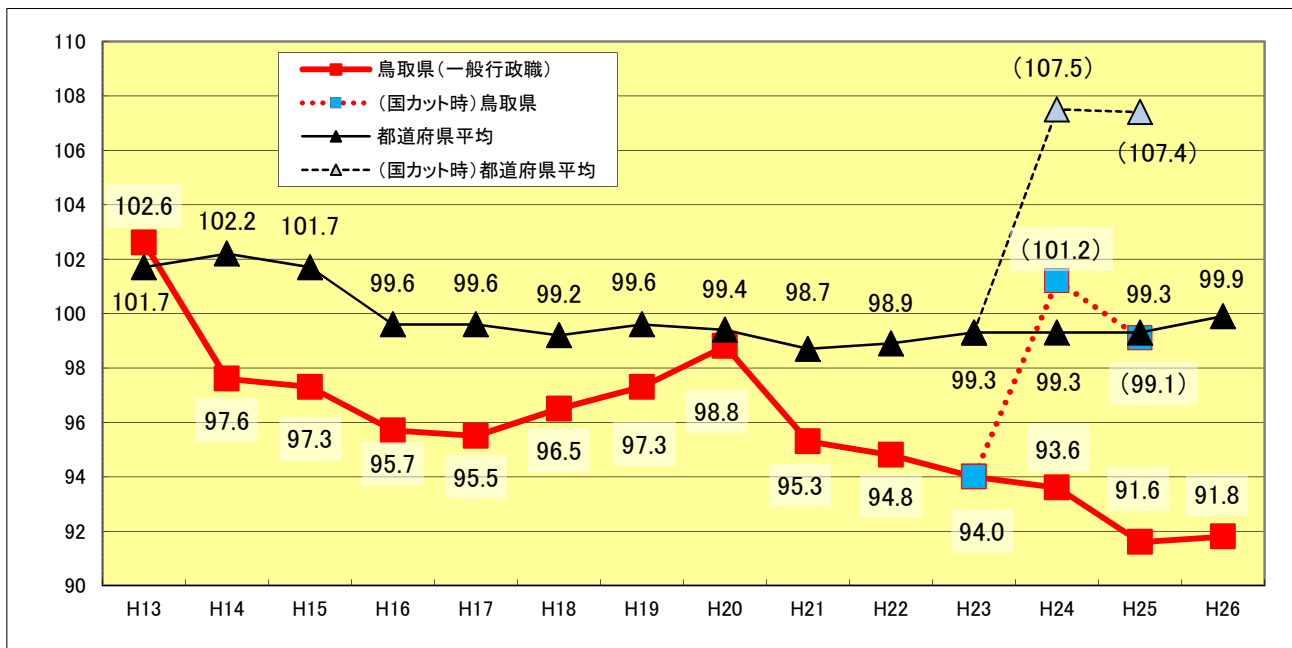
区 分	鳥取県	国
一般行政職	大学卒	177,000
	高校卒	143,400
警察職	大学卒	205,200
	高校卒	163,500
高等学校教育職	大学卒	197,700
	高校卒	153,800
小・中学校教育職	大学卒	197,700
	高校卒	153,800
研究職	大学卒	183,400
医師等医療職	大学6卒	291,800
薬剤師等医療職	大学6卒	201,500
	大学卒	182,700
	短大3卒	172,900
看護師等医療職	短大3卒	196,400
海事職	大学卒（航海士等）	216,200
	大学卒（甲板員等）	202,100
現業職	高校卒	139,100

(8) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	経験年数	10年	20年	25年	30年	40年 (大卒は35年)
		一般行政職	247,460円	317,694円	351,292円	377,052円
警察職	大学卒	286,530円	389,400円	※1 409,180円	※2 394,137円	413,470円
	高校卒	250,621円	333,277円	371,700円	393,720円	407,844円
高等学校教育職	大学卒	293,127円	365,373円	389,179円	401,423円	419,027円
	高校卒	—	—	298,350円	—	—
小・中学校教育職	大学卒	295,688円	361,882円	377,514円	388,463円	406,347円
研究職	大学卒	300,875円	326,633円	356,322円	357,967円	※3 421,800円
薬剤師等医療職	大学卒	252,029円	—	335,367円	※4 338,167円	—
現業職	高校卒	—	—	284,633円	289,682円	—

- (注) 1 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴等の期間を県職員の期間として換算した年数を加算したものです。
2 ※1から※4までの各欄は、該当職員数がわずかであるため、次に掲げる経験年数の職員の平均給料月額を代わりに記載しています。
※1：26年、※2：31年、※3：36年、※4：29年
3 経験年数別の職員がいない又は職員数が少ない職については、記載していません。

(9) 一般行政職の給料月額との比較（ラスパイレス指数）の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です（各年 4 月 1 日現在）。
- 100 より大きいと県の平均給与が国を上回り、100 より小さいと県の平均給与が国を下回っていることを表します。
- 2 平成 14 年度の大きなラスパイレス指数の変動は、平成 14 年度から職員の給与を削減する措置を行ったことが主な要因です。（鳥取県では、民間の雇用情勢が大変厳しい状況であったことから、平成 14 年度から平成 16 年度までの 3 年間、職員の給与を削減し、それによって得られた財源を雇用創出施策の実施に充てました。また、地方交付税の大幅な削減等により、県財政が非常に深刻な状況であったため、平成 17 年度から平成 19 年度までの 3 年間、職員の給与を削減し、県財政の再建を支えました。）
- 3 平成 24 年度及び 25 年度の破線は、国家公務員の給与を一時的に平均 7.8%減額する措置が行われていたときのラスパイレス指数です。この措置の影響を取り除いたラスパイレス指数（実質値）は実線で表示しています。

(10) 職員の給与の削減のための特例措置の状況

該当なし

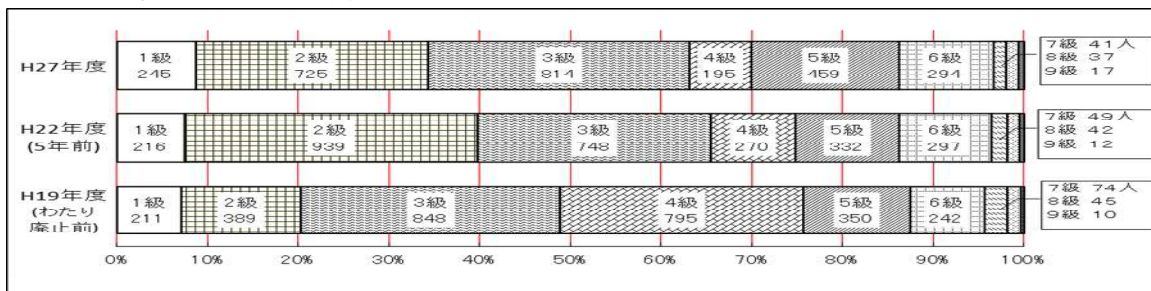
なお、本県では、時限的、特例的ないわゆる「給与カット」を行っていませんが、「わたり」の廃止や諸手当の見直し等本県独自の給与制度の適正化を行い、併せて県内民間の水準を考慮した給与改定を行うことにより、恒常的に給与カットと同等以上の人件費削減効果が見込まれるところです。

(11) 一般行政職の級別の職員数及び給料表の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級(1・2級)	主事及び技師	245人	8.7%	134,700円	239,800円
2級(3級)	主事及び技師	725人	25.6%	183,800円	295,600円
3級(4・5級)	係長	814人	28.8%	219,200円	341,900円
4級(6級)	課長補佐	195人	6.9%	252,900円	370,700円
5級(7級)	課長補佐	459人	16.2%	279,000円	382,500円
6級(8級)	課長	294人	10.4%	309,200円	398,400円
7級(9級)	課長	41人	1.5%	352,500円	430,700円
8級(10級)	次長	37人	1.3%	397,300円	455,000円
9級(11級)	部長	17人	0.6%	446,500円	509,000円

- (注) 1 級は、一般行政職の職務を、その難易度等に応じて分類したものです。
 2 ()内の数値は、平成 18 年度から実施した職務の級の構成の変更以前の級です。
 3 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

ア 鳥取県の職位（職務の級）別職員割合の推移



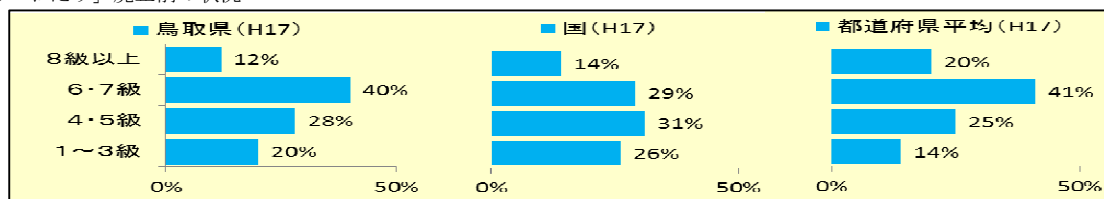
(注) 「わたり」の廃止（平成 18 年 2 月）に伴い、円滑な制度移行を図るため、平成 19 年度末まで 2 年間に重点期間として、課長補佐級、係長級の整理等を行った上で、平成 20 年 4 月 1 日に給料の級・号給の切替えを行いました。そのため、平成 20 年度以降は平成 19 年度に比べ、4 級の職員の数が大きく減り、一方、2 級の職員の数も大きく増えています。

イ 職位（職務の級）別職員割合の国比較（行政職給料表適用者）



- (注) 1 都道府県平均の数値は、各都道府県人事委員会が公表している行政職給料表の在級分布の状況を基に職務の級により区分・集計したものです。なお、東京都及び大阪府については独自給料表であり比較できないため集計の対象となっておりません。
 2 この表は行政職給料表適用者を対象としたものであるため、一般行政職（（6）注 1 を参照。）を対象としている上記 2 つの表とは職位別の職員割合は一致しません。

○ 「わたり」廃止前の状況



- (注) 1 「わたり」の廃止とは
 「わたり」は、年功的に給与を決定する仕組みであり、職員の給与は職務の内容や責任の重さに応じたものでなければならぬことが定められている地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定に照らして、不適切な面があったことから、抜本的に見直しを行い、平成 18 年 2 月に廃止したものです。
 2 平成 17 年当時の行政職給料表の職務の級は 11 級まででありました。当時の 1～3 級、4・5 級、6・7 級、8 級以上がそれぞれ現在の 1・2 級、3 級、4・5 級、6 級以上に対応します。
 3 都道府県平均の数値は、平成 17 年に各都道府県人事委員会が公表した行政職給料表の在級分布の状況を基に職務の級により区分・集計したものです。なお、東京都及び大阪府については独自給料表であり比較できないため、また、京都府はデータがないため、集計の対象となっておりません。

ウ 「わたり」の廃止に伴う職務の級の切替えの例（行政職の場合）

職名	H18.2以前 (見直し前)	H18.4.1 (給与構造改革による給与切替後)	見直し後(経過措置)		制度完成後
			H19.4.1	H20.4.1 (H23.4.1までの4年間給料月額の激減緩和措置あり)	
主査	7～8級	5級	廃止 →課長補佐級へ昇任しない限り、4級暫定主任(課長補佐級へ)	廃止 →係長級へ昇任しない限り、1～2級へ	廃止
係長	4～6級	3～4級		4級廃止 →課長補佐級へ昇任しない限り、3級へ	3級
主任	4～6級	3～4級		廃止 →係長級へ昇任しない限り、1～2級(主事級)へ	廃止
主事	1～4級	1～3級		3級廃止 →係長級へ昇任しない限り、1～2級(主事級)へ	1～2級